銀年情報（第152号）

令和4年3月18日

745-0031　周南市銀南街21　銀南ビル2階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国　智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

蕗の薹：花が咲いた後にふきが伸びてくる（令和3年3月12日）

令和 4 年度の年金額改定

令和 4 年度の年金額は、前年度から-0.4%の改定となります。今号は、年金額改定の仕組みであるマクロ経済スライドを中心に解説します。

1　令和 4 年度年金額の改定

最初に、令和 4 年度と令和 3 年度との年金額を比較してみましょう。

区分	令和 4 年度（円）	令和 3 年度（円）
老齢基礎年金額	777,800/年（65,075/月）※1	780,900/年（64,816/月）※1
夫婦二人の老齢年金額※2	2,635,116/年（219,593）	2,645,952/年（220,496/月）

※1　保険料納付済期間が 480 月ある場合の年金額。令和 3 年度より年-3,100 円減

※2　老齢厚生年金額＋夫婦二人の老齢基礎年金額

2　マクロ経済･ミクロ経済

年金額が引き下がる理由は、端的には法律の規定によります。それだけでは理由にも何にもなりませんからそうした立法がされている趣旨について解説してみましょう。経済学の観点も必要で、なかなか難しく、やさしい解説ぶりを考慮してみます。

「マクロ経済スライド」という年金額を改定する仕組みが平成 16 年の年金制度改正で導入されました。

「マクロ経済」「ミクロ経済」の用語を聞かれたことがおありでしょう。「マクロ」（macro）とは、「巨視的」といった意味で、政府・企業・家計を一括りにして日本経済全体の動きについて捉えたものです。これに対して「ミクロ」（micro）は、「微視的」といった意味で、家計や企業など個々の動きを見たものといえます。

3　マクロ経済スライドの仕組み

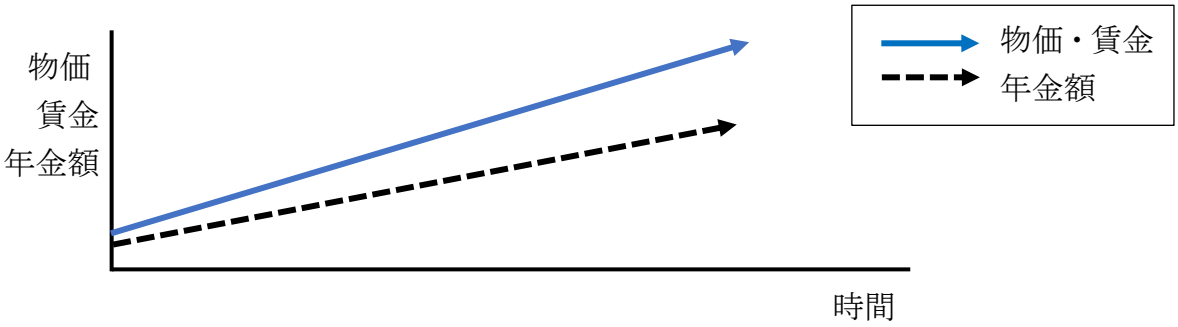

上記図は、マクロ経済スライドの一局面を表しています。我が国全体の公的年金制度を支える力（被保険者数）の変動（増加、減少）、平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロの視点から、スライド率を算出して、賃金増加と物価上昇の局面において引き上げるべき年金額から前記スライド率を控除するというものです。

う～ん、少しも簡単ではない。更に噛み砕いてみましょう。我が国の経済が少し

ずつでも成長すれば、物価・賃金が上昇することを意味し、それに応じて年金額を引き上げることになります。一方、被保険者数が減少し、平均余命が伸びるとなれば年金財政が圧迫されることになるので、その分、スライド率の控除によって引き上げ幅から差し引くというものです。

4 マクロ経済スライドの意味するもの

ＧＤＰが増加(我が国の経済活動状況が活性化することと理解ください)すると、物価が上昇し、そうすると年金額の名目額（額面）が上昇することになります。しかし、前項のとおりスライド調整率が控除されるため、物価上昇に年金額が追いつかないので、年金の実質額（購買力）は少しずつ低下することになります。実は、マクロ経済スライドの理想形はこういった想定であり、年金財政の均衡のために、徐々に年金給付額を抑制する狙いなのです。

このように書くと、政府が年金額を一方的にケチっているように聞こえるでしょう。しかし、先に厚生年金保険料率及び国民年金保険料額を上限まで引き上げており、これによる保険料収入増、更には過去の年金積立金等を合わせて、年金財政を安定的に運営していこうとするもので、「現役世代・企業」と「年金受給者世代」の双方で痛み、負担を分かち合うものなのです。

5 マイナス成長

前項において、マクロ経済スライドの「理想形」と書きました。少しでも経済成長（ＧＤＰの増加）してほしいところ、実際には、我が国の経済は足踏み状態といいますか、マイナス成長の傾向となっています。足元の状況は、令和 3 年度の物価変動率が-0.2%、名目手取り賃金変動率が-0.4%となっていて、この組合せとなったときは、名目手取り賃金変動率分だけ年金額を引き下げる規定となっています。

現役世代も収入が減っているわけですから、受給者世代も負担を分かち合ってほしいわけです。

6 未調整部分

令和４年度は、前項のとおり名目手取り賃金変動率分引き下げになります。実は、被保険者数の変動（増加、減少）、平均余命の伸びに伴う給付費の増加分の調整率が-0.3%あり、年金額のマイナス改定では、この-0.3%分は調整されることなく、翌年度以降に繰り越されることになっています(キャリーオーバーと呼称されています）。

そのため、令和 4 年度において、年金額が増加額改定されることになった場合は、この-0.3%の調整がされます。

当法人では、企業内年金研修のご提案を行っています

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0567
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/